

事務連絡
令和2年9月7日

各都道府県 林道主管課長 様

林野庁整備課長

「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用」及び「倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱い」について

台風第10号に伴う大雨により、九州地方を中心に各地で多数の被害が発生しています。

この度の災害により、被災されました皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

さて、林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用していただきたく、改めて周知いたします。査定前着工の申請に当たっては、申請書類の簡素化等が可能ですので事前に当課へご相談下さい。

また、倒木によって林道の機能に支障をきたした場合の林道施設災害復旧事業については、別紙「倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて」（令和元年10月7日付け元林整整第492号整備課長通知）による対応が可能となっていますので、被災状況に応じ適切な対応をお願いします。

なお、このことについて、各市町村及び関係機関への周知方、よろしく申し上げます。

事務担当

林野庁 森林整備部 整備課

災害対策班 災害対策係長 土本

TEL 03-3502-8111（内線6173）

直通03-6744-2304

FAX 03-3502-6329